

資料編

■ 1 本計画に関係する他の条例、計画、指針等

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)

平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、「人間、地球及び繁栄の為の行動計画」であり、「より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するもの」とされている。

持続可能な開発目標 (SDGs)

目標 4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育

目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する

8.9 地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業

目標 11 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する

(2) 文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書

地域で文化財を継承していくために、指定、未指定にとらわれず、文化財を総合的に把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための地方自治体の基本的な構想として、平成 19 年度に文化審議会文化財分科会企画調査会により定められた制度。

Ⅲ 文化財を総合的に把握するための方策

1 関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策

(2) 具体的な方策：文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり

(ア) 地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用し、地域の魅力を増進させていくためには、各地域にある様々な文化財を指定の有無や種類の違いにかかわらず適切に把握し、それらを、当該地域の歴史や風土を踏まえて、一定の方針のもと、長期的な視野で計画的に保存・活用していくことが必要である。

その際、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の文化財の保護に関連する施策、各種制度などによる周辺環境の保護の施策が体系的に位置づけられ、一貫性をもって実施されていくことが重要である。

そのためには、各市町村において、住民などの参加を得て、地域の文

文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想」）が策定されることが重要である。その際は、広く地域に潜在している文化財を見つけ出すための調査を行い、各地域に受け継がれた歴史を検証することが望ましい。なお、調査を行うにあたっては、自然環境を含め文化財を成り立たせている様々な背景をとらえる必要がある。国は、このような構想の策定の仕組みをつくとともに、策定の指針を示すなど、地方公共団体の基本構想の策定を支援することが必要である。

また、地域では、国や地方公共団体により指定などがなされていない文化財がその価値を認識されないまま急速に失われつつあることから、基本構想の策定にともなって、広く地域に潜在している文化財が見つげ出されることも期待される。なお、それらのうち一定の評価ができる文化財については、都道府県、市町村の指定制度や国による文化財登録制度を積極的に活用し、保護を図っていくことが期待される。

（３）伊勢原市文化財保護条例

文化財の適切な保存、継承、更にまちづくりへの活用に資するため、市、市民、事業者及び文化財の所有者が役割を認識し、自主的な参画が図られることを目指し、平成24年度に制定された。

秀峰、大山の麓に広がる伊勢原市は、温暖な気候に育まれた緑あふれるまちである。その恵まれた環境が人々の暮らしを支え、今に至る永い歴史を培ってきた。

旧石器時代の太古から人々が暮らし、丘陵地には縄文時代の集落、山裾には県下随一の副葬品を誇る古墳が築かれた。鎌倉幕府と縁の深い社寺も多く、太田道灌が活躍した戦乱の世を経て、江戸時代には大山詣りの参詣客でにぎわった。こうした先人たちの歩みを語るのが文化財である。

地域の文化、文化財は、過去にも天災や人災による存亡の危機に直面してきた。また、戦後の急激な社会変化は暮らしを豊かにした反面、地域社会を変え、永く育まれてきた伝統文化に重大な影響を与えた。今、その流れを振り返る中で、私たちは地域のつながりを支える文化の大切さを認識している。

伊勢原市は、首都圏の近郊都市として成長を遂げてきた。また、今後の広域幹線道路の整備や少子高齢社会の進展等、都市及び社会構造の変化が更なる地域の変革をもたらすと予想されている。

地域の文化と文化財を守り、未来へと引き継ぐことは、今を生きる市民の責務であり、私たちが目指す文化の香り高い都市の創造へと続く一歩となる。

この認識のもと、文化財の適切な保存、継承、更にまちづくりへの活用に資するため、市、市民、事業者及び文化財の所有者が役割を認識し、自主的な参画が図られることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、伊勢原市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もってその継承を図り、市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (4) 民俗文化財 次に掲げるものをいう。
 - ア 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「無形民俗文化財」という。）
 - イ 無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「有形民俗文化財」という。）
- (5) 記念物 次に掲げるものをいう。
 - ア 貝塚、古墳、城館跡、社寺跡、集落跡その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの
 - イ 庭園、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
 - ウ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
- (6) 埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財をいう。

(市等の責務)

第3条 市は、文化財が郷土の歴史、文化、自然等を理解するために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

- 2 伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の目的を達成するため、文化財の保存及び活用に関する指針を定め、文化財の調査及び研究、その保存及び活用に関する情報の提供、文化財に関わる市民の自主的な活動の支援その他の文化財の保存及び活用に関する施策を計画的に遂行するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、市の区域内に存する文化財の所有者その他の関係者に対し、その保存及び活用に関し適切な指導又は助言を行うよう努めなければならない。

4 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等(市内に住所を有する者、市内に土地を有する者又は市内で事業を営む者をいう。)は、市及び教育委員会がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が市民にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開する等、その活用に努めなければならない。

第2章 文化財の調査

(調査)

第5条 教育委員会は、文化財の保存及び活用の根幹となる調査、研究に努めるものとする。

2 教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、その所有者、権原に基づく占有者、保持者又は保持団体(無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得て、その文化財を調査することができる。

(資料の収集)

第6条 教育委員会は、文化財に関する資料を広く収集し、その情報を整理するよう努めるものとする。

(市の区域外に移動した文化財の把握)

第7条 教育委員会は、郷土の歴史や文化を知る上で必要があると認めるときは、市の区域外に移動した文化財について、その所在及び現状の把握に努めるものとする。

第3章 文化財の指定及び登録

(指定)

第8条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(法及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けたものを除く。)のうち、市にとって歴史上、芸術上、学術上又は鑑賞上価値が高いもの、その他の教育委員会が重要と認めるものを次に掲げる伊勢原市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

(1) 伊勢原市指定有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの(以下「市指定有形文化財」という。)

(2) 伊勢原市指定無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの(以下「市指定無形文化財」という。)

- (3) 伊勢原市指定無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定無形民俗文化財」という。）
- (4) 伊勢原市指定有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定有形民俗文化財」という。）
- (5) 伊勢原市指定史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定史跡」という。）
- (6) 伊勢原市指定名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定名勝」という。）
- (7) 伊勢原市指定天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定天然記念物」という。）

2 教育委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物（以下「市指定有形文化財等」という。）を指定するときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

3 教育委員会は、市指定無形文化財及び市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。

4 前項の規定により市指定無形文化財等の保持者等を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあつては、その代表者）の同意を得なければならない。

5 教育委員会は、市指定無形文化財等の指定をした後においても、当該市指定無形文化財等の保持者等として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者等として追加認定することができる。

6 第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

7 教育委員会は、第1項の規定による指定、第3項の規定による認定又は第5項の規定による追加認定（次条において「指定等」という。）をしたときは、市指定有形文化財等にあつてはその所有者に指定書を、市指定無形文化財等にあつては保持者等に認定書を交付しなければならない。

（告示等）

第9条 指定等は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財等にあつては当該市指定有形文化財等の所有者等に、市指定無形文化財等にあつては当該市指定無形文化財等の保持者等として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行ふ。ただし、前条第2項ただし書による場合は、告示をもって足りるものとする。

2 指定等は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

（登録）

第10条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（市指定文化財を除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる伊勢原市登録文化財（以下「市登録

文化財」という。)として登録することができる。

- (1) 伊勢原市登録有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会
が登録したもの(以下「市登録有形文化財」という。)
- (2) 伊勢原市登録無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会
が登録したもの(以下「市登録無形文化財」という。)
- (3) 伊勢原市登録無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育
委員会が登録したもの(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
- (4) 伊勢原市登録有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育
委員会が登録したもの(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
- (5) 伊勢原市登録史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が登
録したもの(以下「市登録史跡」という。)
- (6) 伊勢原市登録名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が登
録したもの(以下「市登録名勝」という。)
- (7) 伊勢原市登録天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員
会が登録したもの(以下「市登録天然記念物」という。)

- 2 第8条第2項から第7項まで及び前条の規定は、前項の規定による文化財の
登録について準用する。この場合において、第8条第7項の規定中「指定書」
とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

(指定等の解除等)

第11条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財がその価値を失ったときそ
の他特別の理由があるときは、その指定又は登録を解除することができる。

- 2 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財及び市登録無形
民俗文化財(以下「市登録無形文化財等」という。)の保持者が心身の故障の
ため保持者として適当でなくなったと認められるとき、市指定無形文化財等又
適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定
を解除することができる。

- 3 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該文化財
の指定は、解除されたものとする。

- 4 市登録文化財が法又は県条例及びこの条例の規定による指定を受けたときは、
当該文化財の登録は、解除されたものとする。

- 5 第1項の規定による指定又は登録の解除、第2項の規定による認定の解除、第
3項の規定による指定の解除及び前項の規定による登録の解除の告示等につい
ては、第9条の規定を準用する。

- 6 前項で準用する第9条第1項の規定による指定又は登録の解除の通知を受け
た者は、速やかに指定書、登録書又は認定書を教育委員会に返付しなければ
ならない。

- 7 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が死亡したとき又はその
保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)は、
当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、その保持者のすべてが死

亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の指定又は登録は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第4章 文化財の保存及び管理

(教育委員会による指導)

第12条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財の適切な保存、管理のため、その保存状況を把握するとともに、その所有者又は保持者等に対し、適切な指導又は助言を行うものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者の選任)

第13条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財、市登録史跡、市登録名勝及び市登録天然記念物(以下「市登録有形文化財等」という。)の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、特別の理由があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等の届出)

第14条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等の届出)

第15条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者(管理責任者があるときは、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更等の届出)

第16条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者(管理責任者があるときは、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 市指定史跡、市指定名勝若しくは市指定天然記念物の指定地域内又は市登

録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物の登録地域内の土地について、その土地の所在、地番、地名又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者（管理責任がある時は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。（保持者の指名変更等の届出）

第 17 条 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が氏名若しくは住所を変更したとき又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（管理、修理又は保存に関する勧告等）

第 18 条 教育委員会は、市指定有形文化財等の管理が適当でないため当該市指定有形文化財等が滅失し、若しくはき損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財等がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財等の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 教育委員会は、市指定無形文化財等の保持者等その保存に当たることを適当と認めるときの、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（管理、修理又は保存のための補助）

第 19 条 市は、市指定有形文化財等の管理又は修理につき多額の費用を要し、市指定有形文化財等の所有者がその負担に堪えないときその他特別の理由があるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市は、市指定無形文化財等の保存のため必要があると認めるときその他特別の理由があるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該保持者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 教育委員会は、前 2 項の規定により補助金を交付する場合は、その補助の条件として管理、修理又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理又は保存について指揮監督することができる。

（通常の維持管理又は保存のための補助）

第 20 条 市は、市指定有形文化財等の通常の維持管理のため必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 市は、市指定無形文化財等の通常の保存のため必要があると認めるときは、その費用の一部に充てさせるため、当該市指定無形文化財等の保持者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（法及び県条例の規定による指定を受けた文化財に対する補助）

第21条 市は、必要があると認めるときは、法及び県条例の規定による指定を受けた文化財の管理、修理、復旧、公開その他保存及び活用に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(勧告に基づく補助)

第22条 市は、第18条第1項又は第2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用の一部に充てさせるため、当該市指定有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により補助金を交付する場合は、その補助の条件として措置又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該措置又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第23条 市は、第19条第1項若しくは第2項、第20条、第21条又は第22条第1項の規定による補助金の交付を受けるものが次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はそのものに対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助の条件に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助を受けた目的以外に補助金を使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理、修理又は保存に関し法令、県条例又はこの条例に違反したとき。

(現状変更等の制限)

第24条 市指定有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとるとき、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更等に関し必要な指示をすることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 5 市は、第1項の許可を受けることができなかつたことにより又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

(現状変更等の届出)

第25条 市登録有形文化財等に関し現状変更等を行おうとする者は、あらかじめそ

の旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更等に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第 26 条 市指定有形文化財等を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 19 条第 1 項、第 22 条第 1 項の規定による補助金の交付又は第 24 条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財等について必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(現状等の報告)

第 27 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の現状、管理又は修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第 28 条 市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の引渡しと同時にその指定書又は登録書を新所有者に引き渡さなければならない。

第 5 章 埋蔵文化財の保護

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第 29 条 教育委員会は、法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）で市の区域内に存するものに関し、資料を整備するとともにその周知を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

(周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に関する協議等)

第 30 条 教育委員会は、市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で土地の掘削等（以下「土木工事等」という。）を行おうとする者から、法第 93 条第 1 項において準用する法第 92 条第 1 項の規定による届出又は法第 94 条第 1 項の規定による通知で県条例及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和 51 年神奈川県教育委員会規則第 14 号。次条において「県規則」という。）の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受領したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者

又は通知をした者と協議を行うものとする。

(遺跡の発見に関する協議等)

第31条 教育委員会は、出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した土地の所有者又は占有者から、法第96条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第97条第1項の規定による通知で県条例及び県規則の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受領したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況調査を行い、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

(埋蔵文化財の保護への協力)

第32条 前2条に規定する届出者又は通知者は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施、工事実施中に教育委員会が行う立会等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

第6章 文化財の活用

(教育委員会による活用)

第33条 教育委員会は、法、県条例及びこの条例の規定により指定又は登録を受けた文化財の所有者等又は保持者等の同意を得た上で、その活用に努めるものとする。

(勧告に基づく公開)

第34条 教育委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の出品又は公開を勧告することができる。この場合において、出品又は公開の期間は、所有者等との同意に基づく期間とする。

2 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の期間は、保持者等との同意に基づく期間とする。

3 教育委員会は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者等に対し、3月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の公開を勧告することができる。

4 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の公開を勧告することができる。

5 教育委員会は、市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

6 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

7 第1項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化

等又は市登録有形文化財等が滅失し、又はき損したときは、市はその所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責に帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

8 教育委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

9 第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更してこれを公開の用に供するため第16条第1項の規定による届出があった場合は、前項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第35条 教育委員会は、市指定文化財又は市登録文化財のうち、必要があると認めるものについて、当該文化財の所有者等又は保持者等の同意を得て、標識、説明板その他の施設を設置し、これを当該文化財の所有者又は管理責任者、保持者等に管理させることができる。

(学習機会の提供)

第36条 教育委員会は、市民が文化財に親しみ、文化財についての理解及び関心を深めることができるよう、学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第37条 教育委員会は、地域で文化財を継承していく環境づくりを目指すため、文化財の保存及び活用の実践的な活動をする人材及び団体の育成に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校と連携をとりながら、文化財を地域教材として活用する 等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との相互連携)

第38条 教育委員会は、文化財の保存及び活用に関し、学校教育、社会教育、文化、観光等の関係機関及び市民団体が行う教育文化活動との相互連携を図るとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

第7章 文化財保護審議会

(設置等)

第39条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に伊勢原市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申するほか、これらの事項について教育委員会に建議することができる。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 文化財の保存と活用に関する指針又は計画の策定及び変更
- (2) 市指定文化財の指定及びその解除
- (3) 市登録文化財の登録及びその解除

- (4) 市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第40条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、文化財に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 特別の事項を審議するため、必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別のの事項の調査審議が終了したときをもって終了する。

(審議会の会議等)

第41条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第42条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第43条 審議会に専門的事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

第8章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(4) 第2期伊勢原市教育振興基本計画

本計画の前身である第1期計画の全計画期間が平成29年度をもって終了したことから、昨今の教育を取り巻く環境の変化に適切に対応し、本市の実情を踏まえた教育の振興を推進するため、平成30年度に、前計画の着実な継続と新たな課題への取組を掲げた第2期計画を策定した。

3 目指す教育の方向性

基本理念を実現するため、3つの視点から目指す教育の方向性を定めます。

視点3 歴史と文化遺産を継承するために

伊勢原の豊かな自然や歴史・文化遺産を保護・継承していくとともに、その魅力を広く発信し、地域づくりに活かしていきます。

目標5 歴史・文化遺産の保護・活用と継承

5-1 歴史・文化遺産の保護・活用と適切な継承を図ります。

現状と課題

- 本市の豊富な歴史・文化遺産を次世代に継承していくため、必要な調査・研究・資料整理を適切に行うとともに、市の指定や登録に相応しい文化財については、所有者の理解を得ながら順次、指定・登録を進める必要があります。
- 年齢性別を問わず、歴史や文化財に興味・関心を示す人が年々増えていきます。そうしたニーズに応えるために歴史・文化遺産にまつわる講座や見学会、イベントを開催するとともに、本市の知名度向上や市域の活性化につなげるため、これまで以上に本市の魅力ある歴史や伝統文化、日本遺産に認定された「大山詣り」について、市内外はもとより、海外へ情報発信していく必要があります。そうした様々な取組を推進していくためには、担い手となる人材や市民団体等の自主的な取組や協働が不可欠であり、人材の育成や効果的な支援体制が必要です。
また、市民をはじめ、多くの人に伊勢原の歴史・文化遺産を紹介できる常設展示室が求められています。
- 伊勢原市史の編さんは、全12巻の刊行を完了しましたが、多くの市民に伊勢原の歴史をわかりやすく伝えるため、ダイジェスト版の早期刊行が求められています。
- 文化庁が進める文化財保護行政の方針としては、従来の調査・研究・保存に加え、公開や活用の充実による地域の活性化が重視されています。観光関連団体や日本遺産協議会等との連携により、観光振興、地域の活性化等に結びつく多角的な活用を検討する必要があります。
また、故郷である伊勢原に誇りと愛着を持った子を育むため、小・中学校をはじめとする教育機関等と連携した「伊勢原らしさ」を活かした学習の推進も必要です。

(5) 伊勢原市地域まちづくり推進条例

この条例は、まちづくりに関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民等による地域のまちづくりを推進する仕組みに関する事項、開発事業に伴う手続及び基準並びに都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続等を定め、もって地域の特性に応じた良好なまちづくりの実現に資することを目的とし、平成23年度に施行された。

第4章 市民主体のまちづくり

（市民まちづくりグループ）

第1節 地域まちづくり活動の推進と支援

第9条 市長は、地域のまちづくりを行うことを目的とする市民等の団体（以下「市民まちづくりグループ」という。）であって、規則で定める基準に適合するときは、市民まちづくりグループとして登録することができる。

2 前項の登録を受けようとするものの代表者は、規則で定めるところにより、活動の概要その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登録をしたときは、当該市民まちづくりグループの活動の概要その他規則で定める事項を公表するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、第1項の登録の変更等について必要な事項は、規則で定める。

(6) 伊勢原市緑の保全及び育成に関する条例

本市の緑の保全及び育成に関し、市、市民及び事業者が一体となり、緑化を推進し、もって「光とみどり」にみちた健康で快適な生活を営むことのできる住みよいまちづくりに資することを目的として、昭和50年度に施行された条例。

（樹木等の指定）

第5条 市長は、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するために必要があると認めたときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林を保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

(7) 伊勢原市地域防災計画

本市域に係る地震や風水害等の災害対策の基本を定め、災害に強いまちづくりを推進し、もって市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とし、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき平成 25 年度に作成された計画。

第 10 節 文教・保育対策

3 文化財の保護

市教育委員会は、県教育委員会と協力して文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するための事前対策及び応急対策等の啓発を行う。

(1) 震災対策の検討

県教育委員会と協力して、地域における文化財の所在情報の整理を行い、防災関係機関等で情報を共有するとともに、具体的な震災対策の検討を行う。

(2) 啓発活動

パトロールや文化財防火デー等の機会を通じて、広く市民等に対して文化財材長の意識啓発を行うとともに、文化財の所有者や管理者等に対して震災の事前対策及び応急対策等の啓発を行う。

(3) 文化財保護ボランティアの養成

災害時に文化財保護に取り組むボランティアの養成を図る。

(8) 伊勢原市景観計画

伊勢原市の将来の望ましい景観像を描くとともに、市民の参加と協働による「景観まちづくり」を推進するため、平成 25 年 12 月に景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づいて策定された計画。

この中で、地区の特性や目標に応じた重点的な景観形成が必要である場合は、重点地区を指定し、地区ごとの景観まちづくりの基本方針を定めることができるとされており、大山地区が指定されている。

Ⅲ 景観重点地区の指定

大山地区における“江戸情緒”や“大山詣りの風情”を感じる特色ある景観を次代に引き継いでいくとともに、建築物の建築や工作物の建設などの適切な景観誘導による良好な景観形成を進めていくため、令和 2 年 2 月 28 日に伊勢原市景観条例に基づく景観重点地区を次のとおり指定しました。

1 景観重点地区の名称

大山まちなみ継承地区

2 景観重点地区の指定区域

伊勢原市大山及び子易 地内

Ⅳ 景観まちづくりの基本方針

大山まちなみ継承地区における景観まちづくりの基本方針を次のとおり定めます。

1 景観まちづくりの目標

大山地区の景観特性である「大山詣りの風情」を大切に、地域の特性を活かした良好な景観形成を進めていくため、大山まちなみ継承地区における景観まちづくりの目標を次の通りとします。

(9) 平成大山講プロジェクト

歴史的観光地「大山」の魅力を再発見・再評価し、それらを発信することで、賑わいのある観光地づくりを進めるために平成30年度に作成された。

課題の解決に向けて

1 地域資源の再発見・再評価

自然・歴史・生活文化といった地域固有の資源を見つめなおし、新たな観光資源を発掘する。

地域資源の再評価を通じ、住民が誇りや生きがいを持つことで、地域全体の魅力を攻城させる。

また、再発見・再評価した地域資源を活用し、滞在時間の延長や、消費の拡大に繋がる取組を進める。

(10) いせはらシティプロモーション指針

伊勢原市第5次総合計画（平成25年度～令和4年度）において将来都市像として掲げられた『しあわせ創造都市 いせはら』を実現するために策定された指針。

4 いせはらシティプロモーション指針の策定

この施策を推進するための基本方針として、これまでの推進計画5カ年で基礎固めが整ったことを踏まえ、今後は戦略的な仕掛けづくりを重視し、効果を高めるためターゲットを定め、個別戦略を位置づけた指針を策定し、シティプロモーションを展開します。

(11) 伊勢原市生涯学習推進指針

学校や家庭と地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや時代の要請に基づき市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習を目指すための指針として、平成25年度に策定された。

施策・事業推進の方向性

17 文化財の整備・有効活用と地域文化遺産の継承 期待される効果

生涯学習活動への参加が促進され、市民が学びあい、交流し、能力を高め、共助の場としてのコミュニティの醸成と文化遺産の継承が図られる。